

●香川県監査委員公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年8月25日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均
同 香川芳文
同 高城宗幸

- 1 監査対象部局 政策部
- 2 監査対象年度 平成28年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
男女参画・県民活動課	平成29年6月1日
東京事務所	平成29年6月6日
地域活力推進課	平成29年6月7日
情報政策課	〃
文化芸術局	平成29年6月9日
統計調査課	〃
水資源対策課	平成29年6月13日
自治振興課 (選挙管理委員会事務局)	〃
政策課	平成29年6月14日
東山魁夷せとうち美術館	平成29年6月15日
漆芸研究所	〃
予算課	平成29年7月25日
小豆総合事務所	平成29年7月31日
県立ミュージアム	平成29年8月16日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

県民ホール文化事業における入場券販売収入に係る収入調定及び納入通知の時期が遅れていた。(文化芸術局)

イ 支出について

(ア) 超過勤務手当について、誤って超過勤務の確認時間より多く支給されているものがあった。また、超過勤務命令時間の記載を誤っているものがあった。(東京事務所)

- (イ) 旅費システムの入力に当たり、旅程の一部に入力漏れがあり、交通費の一部について、支給されていないものがあった。(東京事務所)
- (ウ) 前渡金の精算において、残額の計算誤りのため、実際より多い額を返納しているものがあった。(地域活力推進課)
- (エ) 超過勤務手当について、複数の支給漏れがあった。(水資源対策課)

ウ 物品について

- (ア) 貨物自動車3台の6か月法定点検及び乗用自動車1台の12か月法定点検をしていなかった。また、実施した車検の記録が県有自動車の車歴カードに記載されていなかった。(文化芸術局)
- (イ) 借入物品について、借入品出納保管簿への登記がされていなかった。また、当該物品を指定管理者に貸付けているが、貸付物品の変更契約がされていなかった。(文化芸術局)
- (ウ) 消耗品出納簿に物品出納命令者、物品取扱員の押印漏れが多々あった。(東山魁夷せとうち美術館)
- (エ) 郵便切手類受払簿の記載に誤りがあった。(県立ミュージアム)

(3) 検討指示事項

該当事項なし